

令和8年度群馬県産農畜産物を使用した料理教室業務公募型プロポーザル 実施要領

1 趣旨

令和8年度群馬県産農畜産物を使用した料理教室業務の受託候補者を選定するため、次のとおり実施事業者を公募する。

2 業務内容

- (1) 業務名
令和8年度群馬県産農畜産物を使用した料理教室
- (2) 発注者
群馬県知事 山本一太 (担当課：農政部ぐんまブランド推進課)
- (3) 業務内容
別添「令和8年度群馬県産農畜産物を使用した料理教室業務委託仕様書」のとおり

3 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約
- (2) 契約期間
契約締結日から令和9年3月12日(金)
- (3) 委託上限額
4,910,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)
※ただし、提案上限額は契約時の予定額を示すものではなく、企画提案内容の規模を具体的に示すためのものであることを留意すること。
※採用された事業者に対しては、採用された企画提案書に基づき業務内容を調整の上、再度見積もりを依頼する。
- (4) 契約保証金の免除
群馬県財務規則第199条第1項第6号により、契約保証金は免除する。
- (5) 契約締結に必要な経費
契約締結に必要な経費は受託者の負担とする。
- (6) 成果物の権利
委託により作成された成果物に関する全ての権利は、群馬県に帰属する。

4 応募資格

次の条件を全て満たしていること。

- (1) 委託契約における業務受託者として契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。
- (2) 本業務実施にあたり、適時県と協議を行い、経理処理や事業遂行、その報告などを適切に行う事務的管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない

者であること。

- (4) 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- (8) 群馬県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (9) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (10) 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。

5 公募・選定に関するスケジュール

- (1) 公募期間
令和 8 年 4 月 24 日（金）から令和 8 年 5 月 12 日（火）17 時まで
- (2) 質問受付期限
令和 8 年 4 月 30 日（木）12 時まで（必着）
- (3) 企画提案書提出期限
令和 8 年 5 月 12 日（火）17 時まで（必着）
- (4) 書面審査
令和 8 年 5 月中旬
- (5) 受託候補者の決定及び通知
令和 8 年 5 月中旬
- (6) 契約締結
令和 8 年 5 月下旬

6 本プロポーザルに関する質問及びそれに対する回答等

本プロポーザルへの参加や企画提案書の作成に係る質問を、下記のとおり受け付ける。なお、審査に係る質問は受け付けない。

- (1) 受付期間
公募開始日から令和 8 年 4 月 30 日（木）12 時まで（必着）
- (2) 質問方法
ア 様式
「様式 1 質問票」
イ 提出方法
件名を【令和 8 年度群馬県産農畜産物を使用した料理教室業務公募型プロポーザルに関する質問（事業者名）】とし、下記（3）に記す担当所属に電子メールにより提出すること。
なお、電子メール送信後に必ず電話（027-226-3129）にて電子メールの着信を確認すること。

(3) 提出先

群馬県農政部ぐんまブランド推進課 販売戦略係

メールアドレス：aic@pref.gunma.lg.jp

(エー、アイ、シー、アットマーク、ピロー、アル、イー、エフ、ドット、ジロー、ユー、エヌ、エム、エー、ドット、エル、ジロー、ドット、ジエイ、ピロー)

(4) 回答

質問書受付日の翌日から起算して3営業日（土・日曜日、祝日を除く）を目処に、電子メールにより回答する。ただし、質疑の内容によっては、公平性を担保するため回答内容を群馬県ホームページに公表することがある。

7 企画提案書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次の書類を期限までに提出すること。

(1) 提出書類

ア 応募資格に関する申告書（様式2）

イ 消費税に係る課税事業者または免税事業者届出書（様式3-1又は様式3-2）

ウ 暴力団排除に関する誓約書（様式4）（※注）

エ 登記事項証明書（現在事項全部証明書）（※注）

オ 直近の決算に係る財務諸表（※注）

※注 ウ～オについて「群馬県物品等購入契約資格者名簿」登載者は提出不要。

カ 個人情報管理体制届出書（様式5）

キ 会社概要等事業者の概要がわかるもの（パンフレット等）（任意様式）

ク 企画提案書表紙（様式6）

ケ 企画提案書（任意様式）

企画提案書には次のaからdの内容を必ず記載すること。

a 業務実施体制（会社所在地、会社概要、過去の実績も記載すること）

b 提案内容（別添仕様書の業務内容を反映すること）

c 業務スケジュール

d 費用積算（見積書）

見積書の宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、内訳には各経費の単価、数量（単位）、消費税及び地方消費税額を明記すること。

(2) 提出方法

ア 提出部数

a 会社概要等事業者の概要がわかるもの（上記7（1）キ）

6部（正本1部及び副本5部）

b 企画提案書表紙及び企画提案書（上記7（1）ク及びケ）

6部（正本1部及び副本5部）

c それ以外（上記7（1）ア～カ）

1部

イ 提出方法

上記 a 及び b の正本 1 部は電子メール（PDF ファイル）にて提出すること。

上記 a 及び b の副本 5 部及び c の 1 部については、郵送又は持参にて提出すること。

※持参の場合は、土曜・日曜・祝日を除く 9 時から 17 時までに来課すること。

※電子メール送信後に必ず電話(027-226-3129)にて着信を確認すること。

ウ 提出期限

令和 8 年 5 月 12 日（火）17 時（必着）

エ 提出先

群馬県農政部ぐんまブランド推進課 販売戦略係

住所：〒371 - 8570 前橋市大手町 1-1-1（群馬県庁 19 階）

メールアドレス：aic@pref.gunma.lg.jp

（エー、アイ、シー、アットマーク、ピロー、アル、イー、エフ、ドット、ジロー、ユー、エヌ、エム、エー、ドット、エル、ジロー、ドット、ジエイ、ピロー）

(3) 提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

ア 民法（明治 29 年第 89 号）第 90 条（公序良俗）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他企画提案に関する条件に違反した提案

(4) その他

ア 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（別紙様式 7）を提出すること。

また、企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも、「取下願」を提出すること。

イ 提出された企画提案書について、群馬県から内容についての質問及び訂正を求められることがある。

ウ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。

エ 提出された企画提案書は返却しない。「取下願」の提出があった場合も、すでに提出された企画提案書は返却しない。

オ 提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。

8 審査

(1) 審査方法

書面審査

(2) 審査基準

ア 趣旨・目的の理解に関すること（事業の趣旨及び仕様書の内容に関する理解）

イ 企画提案内容に関すること（企画力、実現性・具体性、構成内容、独創性）

ウ 実施体制等に関すること（業務遂行能力、業務への熱意・意欲、事業実績）

エ 積算に関すること（見積金額の妥当性）

オ 総合評価（全体的な整合性）

(3) 受託候補者の選定方法

審査基準に基づき審査を行い、最も高い点数の応募事業者を受託候補者として決定する。

(4) 審査結果

令和8年5月中旬を目途に応募事業者全てに通知する。

なお、電話での問合せには応じない。受託候補者については、県ホームページにて公表する。

9 契約締結等の手続

- (1) 群馬県は、審査基準に基づき、総合的に最も評価の高い企画提案を行った応募事業者を受託候補者として扱う。
- (2) 本プロポーザルによる提案内容及び企画提案仕様書は、受託候補者の選定のために使用するものであり、契約時には改めて内容を協議した上で、必要に応じて内容を変更して、予定価格の範囲内で契約を行う。
- (3) 上記9(2)の協議が不成立の場合は、次に評価の高い応募事業者と協議を行う場合がある。なお、契約締結に必要な経費は全て受託候補者の負担とする。
- (4) 受託候補者が、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を明記した辞退届けを提出すること。

10 注意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する経費は、全て事業者の負担とする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、当該企画提案を無効とする。契約締結後に虚偽の記載があった場合には、契約を解除することがある。
- (3) 契約相手方が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがある。この場合において、群馬県は契約相手方の損害を補償しない。
- (4) 本要領に定めのない事項が生じた場合又は本要領の事項について疑義が生じた場合は、必要に応じて関係者と協議の上、定めるものとする。
- (5) 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

11 担当所属・連絡先

群馬県農政部ぐんまブランド推進課 販売戦略係

住所：〒371-8570 前橋市大手町1-1-1（群馬県庁19階）

電話：027-226-3129

メールアドレス：aic@pref.gunma.lg.jp

(エー、アイ、シー、アットマーク、ピー、アール、イー、エフ、ドット、ジー、ユー、エヌ、エム、エー、ドット、エル、ジー、ドット、ジエイ、ピー)